

令和元年第2回養老町定例会会議録

令和元年第2回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

○議事日程（令和元年6月11日第1日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第1号 平成30年度養老町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 議案第40号 養老町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第41号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第42号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第43号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第44号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議について
- 日程第10 議案第45号 養老町特定非営利活動促進法施行条例の廃止について
- 日程第11 認定第1号 平成30年度養老町上水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第46号 令和元年度養老町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第47号 令和元年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 発議第4号 議員の派遣について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 長 澤 龍 夫

○出席議員

1番	西 脇 康	2番	清 水 由美子
3番	小 寺 光 信	4番	北 倉 義 博
5番	岩 永 義 仁	6番	長 澤 龍 夫
7番	大 橋 三 男	8番	吉 田 太 郎
9番	早 崎 百合子	10番	野 村 永 一
11番	田 中 敏 弘	12番	松 永 民 夫
13番	水 谷 久美子		

○欠 席 議 員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	大 橋 孝	副 町 長	柏 渕 裕 昭
教 育 長	並 河 晴 次	総 務 部 長 兼 企 画 政 策 課 長	松 岡 弘 泰
総務部総務課長	中 島 恵 美	総務部税務課長	大 倉 修
住民福祉部長兼 健康福祉課長	久保寺 利 明	住 民 福 祉 部 住 民 人 権 課 長	田 中 実
住 民 福 祉 部 子 ど も 課 長	近 藤 真由美	住 民 福 祉 部 生 活 環 境 課 長 心 得	間 山 剛
産業建設部長兼 水 道 課 長	田 中 一 也	特命事項推進監兼 産業建設部企業誘致・ 商 工 観 光 課 長	川 地 憲 元
産 業 建 設 部 農 林 振 興 課 長	川 口 智 也	産 業 建 設 部 建 設 課 長	高 橋 正 人
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 中 隆	教育委員会事務局長兼 教育総務課長兼 ス ポー ツ 振 興 課 長	西 川 敏 明
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	西 脇 直 樹	消 防 長	三 和 隆 夫
消 防 次 長 兼 予 防 課 長	吉 田 英 之	消 防 次 長 兼 消 防 総 務 課 長	廣 澤 幸 雄
警 防 課 長	三 輪 則 夫		

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	藤 田 勝 彦	議 会 事 務 局 書 記	稲 川 諭 実 彦
-------------	---------	---------------	-----------

(開会時間 午前9時30分)

○議長(長澤龍夫君) おはようございます。

令和元年第2回養老町議会定例会を開催するに当たり、議員並びに執行部には、何かと御多用のところ御出席を賜りありがとうございます。

ここで開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。御起立をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(長澤龍夫君) ありがとうございます。御着席ください。

さて、昨年の5月から1年間、養老町の発展と円滑な議会運営に多大なる御尽力をいただきました前議長の大橋三男君に、この議場において感謝状を贈呈いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、大橋三男君、演台の前までお進みください。

—— 感謝状贈呈 ——

○議長(長澤龍夫君) 本日の会議は、全員出席であります。

なお、報道機関及び町広報委員に限り、今定例会開議中、議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたしました。また、インターネット録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。

それでは、ただいまから令和元年第2回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(長澤龍夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定によって、3番 小寺光信君、4番 北倉義博君を指名します。

○議長(長澤龍夫君) 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

ここで、6月6日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 岩永義仁君。

○議会運営委員長(岩永義仁君) 議会運営委員会報告。

去る6月6日午前10時より、委員及び正・副議長、並びに執行部の出席のもとに開会いたしました。

協議事項は、令和元年第2回養老町議会定例会の運営についてであります。

まず、会期につきましては、6月11日から6月24日までの14日間で、本会議開会時間は午前9時30分と決定しました。

議事日程につきましては、1. 開会宣言、2. 会議録署名議員の指名、3. 会期の決

定、４．諸般の報告、５．議案の提案説明及び委員会付託、６．町政一般に関する質問、７．議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定しました。

一般質問は、議会２日目の６月21日に行うこととし、発言順序は、一般質問通告書の提出順と決定しました。

次に、審議する議案は、繰越明許費繰越計算書についてが１件、条例などの一部改正及び廃止についてが６件、平成30年度上水道決算の認定についてが１件、令和元年度一般会計及び特別会計補正予算についてが２件、議員の派遣についてが１件、合計11件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第４、平成30年度養老町一般会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第２項の規定による報告でありますので、議会初日に上程し、報告のみを受けることに決定しました。

次に、日程第５、養老町手数料条例の一部を改正する条例についてから、日程第13、令和元年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）までの計９件は、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受けて、総括質疑後、熟議を図るためにそれぞれ所管の総務民生委員会及び産業建設委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、委員長への質疑後、討論を経て採決を行うこと。

なお、付託先の各委員会の日程について、日程第５、養老町手数料条例の一部を改正する条例についてから日程第10、養老町特定非営利活動促進法施行条例の廃止について、日程第12、令和元年度養老町一般会計補正予算（第１号）及び日程第13、令和元年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）の計８件の付託先である総務民生委員会は６月14日の午前10時から、また日程第11、平成30年度養老町上水道事業会計決算の認定について及び日程第12、令和元年度養老町一般会計補正予算（第１号）の計２件の審査の付託先である産業建設委員会は６月14日の午後１時30分から開催するよう、各委員長へ要請することに決定しました。

次に、日程第14、議員派遣については、議長発議により令和元年８月７日から９日までの３日間の予定で、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所にて開催される市町村議会議員研修に、小寺光信君、清水由美子君及び西脇康君の３名を派遣すること。なお、議員派遣については、地方自治法第100条第13項及び養老町議会会議規則第130条第１項の規定により、議員を派遣しようとするときは議会の議決でこれを決定する規定に基づき、議会初日に上程し、審議することと決定しました。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（長澤龍夫君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日６月11日から６月24日までの14日間にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日 6 月 11 日から 6 月 24 日までの 14 日間と決定しました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第 3、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、平成 30 年度 3 月、4 月分及び平成 31 年度 4 月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。また、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、養老町土地開発公社より経理状況を説明する書類として決算報告書が提出されましたので、議員各位のお手元に配付いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いいたします。

○町長（大橋 孝君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

令和元年第 2 回養老町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中を全員の御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。定例会としては、構成が変わって初めての議会ということでございます。これから 1 年、また新たに 1 年間、住民福祉のために切磋琢磨していきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

6 月に入りまして 7 日の日ですか、いよいよ梅雨に入りました。近年、目に見えて雨の降り方、台風の大きさが気になってまいりました。何事もない 1 年であることを祈ると同時に、しっかりといざというときの対応もしていかなければならないと、改めて思ったところでございます。どうか議員各位におかれましても、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日は 11 件の付議事件を提出させていただいております。よろしく御審議いただきますことをお願い申し上げまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（長澤龍夫君） それでは、日程第 4、報告第 1 号 平成 30 年度養老町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件は、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定による報告であるため、上程後、報告のみを受けたいと思います。

町長より報告を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました報告第 1 号 平成 30 年度養老町一般会

計繰越明許費繰越計算書について、御説明申し上げます。

この計算書につきましては、平成31年3月の第1回定例会において議決を得ました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会へ報告するものでございます。

各事業の繰越額につきましては、公有財産及び普通財産管理事業1,306万8,000円、障害者地域生活支援事業358万3,000円、プレミアム付商品券事業190万3,000円、被災農業者向け経営体育成支援事業269万7,000円、橋梁長寿命化計画事業881万円、社会資本整備総合交付金事業3,883万7,000円、小学校校舎等施設整備事業3億1,890万2,000円、合計7事業で3億8,780万円でございます。

以上で、報告第1号 平成30年度養老町一般会計繰越明許費繰越計算書についての説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 報告が終わりました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第5、議案第40号から日程第13、議案第47号までの9件につきましては、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第5、議案第40号 養老町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第40号 養老町手数料条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 吉田消防次長、補足説明。

○消防次長兼予防課長（吉田英之君） それでは、私から補足説明をさせていただきます。

令和元年10月1日に予定されていましたが消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（平成12年政令第16号）が令和元年5月24日に公布されたことにより、養老町手数料の増額となる3件について改正を行うものであります。

資料の養老町手数料条例新旧対照表をごらんください。

5の部2の款2の項、オに浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮きぶたつき特定屋外タンク貯蔵所の危険物貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満、5万キロリットル以上10万キロリットル未満、10万キロリットル以上20万キロリットル

未満の設置の許可の申請に対する審査手数料の金額欄中、「158万円」を「159万円」に、「194万円」を「195万円」に、「226万円」を「227万円」に改めるものです。

なお、この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に定める日から施行する。

以上で、養老町手数料条例の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） この改正によって、消費税が8%から10%に上がるということで、10月から、2%相当だとこの数字ではおかしいんですけど、これは国の指導ということの理解でいいのかということと、町内の対象施設はどれぐらいあるかということだけを聞きたいと思います。

○議長（長澤龍夫君） 吉田消防次長、答弁。

○消防次長兼予防課長（吉田英之君） 田中議員の質問にお答えいたします。

今回の改正によるものは、国の資産、各関係省庁及び各関係機関の積算によるもので、主には物件費に当たる旅費というものに該当いたします。

あとこの施設なんですが、特定屋外タンクというのは1,000キロリットル以上ですので養老町にはございません。一番最大のものでも150キロリットル以上ですので、その試算というのは計算をしております。以上です。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） それでは、日程第6、議案第41号 養老町家庭的保育事業等の設

備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第41号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第65号）の一部が改正されたことに伴い、養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を基準省令と同様に改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（長澤龍夫君） 近藤子ども課長、補足説明。

○住民福祉部子ども課長（近藤真由美君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表をごらんください。

この改正は、連携施設及び食事の提供の特例の要件及び経過措置等を改正するもので、第7条4項では、家庭的保育事業者等に係る卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるときは、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とするものです。

第7条第5項では、4項で規定した卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とする場合において、家庭的保育事業者等は、一定要件の企業主導型保育事業や認可外保育施設であって町長が適当と認める者を、卒園後の受け皿の提供に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならないとするものです。

次に、3ページの第46条第2項では、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、町長が適当と認める者は、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とするものです。

附則第2条2項では、家庭的保育事業者の居宅以外で保育を提供している家庭的事業者については自園調理が原則でしたが、今回の改正で自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、自園調理の原則の適用を猶予する期間を10年とするものです。

附則第3条では、同条の経過措置の期限をさらに5年延長し、10年とするものです。

なお、この施行日は公布の日から施行するものといたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 今、説明を受けましたが、なかなか理解しにくいわけですが、これに対象の町内の施設というのはあるのかないのかお尋ねいたします。

○議長（長澤龍夫君） 近藤子ども課長、答弁。

○住民福祉部子ども課長（近藤真由美君） ただいまの松永議員の御質問に対してお答えします。

これに対象となる施設があるのかという御質問でしたが、養老町内にはこれに対応する施設はございません。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 一番最後の5年から10年を経過する日までの間となっておりますけど、10年というとは相当長い月日で、その間に社会環境等も変化するかと思うんですけども、これ10年で大丈夫という考えだと思うんですけど、その根拠があればお示しいただきたいなと思います。

○議長（長澤龍夫君） 近藤子ども課長、答弁。

○住民福祉部子ども課長（近藤真由美君） 岩永議員の御質問にお答えします。

ただいま、5年から10年ということで大丈夫かという御質問であったと思うんですけど、まずこの改正は、国の基準省令と同様に改正するということでありますので、その基準に沿ってやっております。

なお、国が5年から10年に延ばしたというところでは、今現在、5年たった今でも半数以上がまだこの基準に満たされていないという現状がございます。その現状を踏まえて、国の審議会等で延長をという決議がなされ、それに伴い国のほうも5年さらに延長するというので、省令が改正されたということになっております。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第7、議案第42号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第42号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、教育総務課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 西川教育委員会事務局長、補足説明。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（西川敏明君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

議会定例会資料の養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表、第10条をごらんいただきたいと思います。

放課後児童支援員の資格要件といたしましては、都道府県知事が行う研修を修了したものとされておりますが、研修需要に適切に対応できるようにするため、指定都市、いわゆる政令指定都市でございますが、においても平成31年度から実施できるよう基準省令が改正されましたので、第10条第3項に「地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長」を加えるものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） それでは、日程第8、議案第43号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第43号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。

不正競争防止法等の一部を改正する法律において、工業標準化法が改正され、また住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 吉田消防次長、補足説明。

○消防次長兼予防課長（吉田英之君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

資料の養老町火災予防条例新旧対照表をごらんください。

養老町火災予防条例第16条第1項中、避雷設備について、工業標準化法が産業標準化法に改められたことによる、「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格という。）」に改めるものです。

また、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令では、住宅用防災警報器等の設置の免除について、養老町火災予防条例第29条の5第1号中、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の基準にある「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」に改め、また新設として、同条第6号に特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することで住宅用防災警報器等の設置の免除が可能である旨を規定したものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行する。ただし、第16条第1項の改正は令和元年7月1日から施行する。

以上で、議案第43号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） それでは、日程第9、議案第44号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第44号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議について、御説明をさせていただきます。

大垣市議会議員会条例の一部が改正され、生活環境部の所管に属する事項については、建設環境委員会から総務環境委員会に改められました。

これに伴い、本規約中、議会の組織及び議員の選任方法について、所要の改正を行うものでございます。

施行日については、岐阜県知事の許可のあった日から施行いたします。

以上、議案第44号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議についての提案説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第10、議案第45号 養老町特定非営利活動促進法施行条例の廃止についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第45号 養老町特定非営利活動促進法施行条例の廃止について、説明をさせていただきます。

本町では、平成20年4月から特定非営利活動促進法施行事務の権限移譲に合わせて、平成20年3月に養老町特定非営利活動促進法施行条例を制定し、事務を行ってまいりました。

しかしながら、同法施行事務は県の条例に基づき実施すべきものであることから、このたび県からの要請を受け、本条例を廃止するものでございます。

詳細につきましては、総務部長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 松岡総務部長、補足説明。

○総務部長兼企画政策課長（松岡弘泰君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

特定非営利活動促進法施行事務の県からの権限移譲につきましては、県との打ち合わせや説明会を重ね、平成20年4月に権限移譲を受けたところでございます。

養老町特定非営利活動促進法施行条例に関しましては、平成19年10月の説明会で県からその必要性について説明を受け、平成20年2月の打ち合わせにおいてひな形が示されたことから、県の指導に基づき平成20年3月の議会定例会に上程し、制定いたしました。

しかしながら、このような市町村条例の制定について、県より総務省に改めて確認を行ったところ、特定非営利活動促進法施行事務は、法令の規定により都道府県の条例で定めることとされている事務であり、条例制定権自体を市町村に移譲することはできないとの回答でございました。

これにより、今後の事務につきましては、岐阜県特定非営利活動促進法施行条例に基づき実施することとなることから、養老町特定非営利活動促進法施行条例を廃止するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものといたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） この条例は、県の指導によってつくって、また県の指導によって廃止というようなことで、この際、ほかの条例でこういうことがないのか、法務担当課に見解を求めたいと思います。

○議長（長澤龍夫君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） ただいまの田中議員の御質問に対しまして、総務課のほうより回答させていただきます。

今お尋ねの件ですが、一応把握しているのは、今回たまたま出ましたこの本条例だけでございます。一応こちらのほうといたしましても、いろいろ情報等常に確認をしながら行っております。今現在のところは、そういった案件はないというふうに私のほうは認識しております。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第11、認定第1号 平成30年度養老町上水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました認定第1号 平成30年度養老町上水道事業会計決算の認定について、御説明させていただきます。

認定第1号 平成30年度養老町上水道事業会計決算の認定について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成30年度養老町上水道事業会

計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 田中産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼水道課長（田中一也君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず、平成30年度の上水道事業給水状況につきまして御説明を申し上げます。

最初に、20ページをごらんください。

(1)の業務量で述べておりますとおり、年度末給水戸数につきましては前年度より6戸減の8,817戸、給水人口につきましては前年度より346人減の2万6,865人となりました。また、同じページにございます年間有収水量は、前年度より2万7,211立方メートル増の239万8,275立方メートルとなりました。年間有収率につきましては、前年度の79.01%から1.30ポイント増の80.31%となりました。この有収率でございますが、平成12年度以降18年ぶりに80%を達成することができました。

それでは、1ページにお戻りください。

決算報告書について御説明させていただきます。いずれも消費税込みの額であります。

最初に収益的収入及び支出、いわゆる3条会計であります。

収入の第1款水道事業収益の決算総額は4億6,040万6,480円となり、支出の第1款水道事業費用の決算総額は4億1,887万2,728円となりました。

次に、2ページをごらんください。

資本的収入及び支出のいわゆる4条会計についてであります。

収入の第1款資本的収入の決算総額は1,888万9,916円となり、支出の第1款資本的支出の決算総額は2億1,540万9,160円となりました。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億9,651万9,244円につきましては、過年度分損益勘定留保資金1億3,170万400円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,152万8,824円及び減債積立金5,329万20円で補填をいたしました。

続きまして、それぞれの費用の明細について御説明を申し上げます。

25ページをお願いいたします。

3条会計であります水道事業収益の状況につきまして、収入総額消費税抜き金額は4億2,905万3,060円となり、前年度の4億3,218万1,568円と比べて312万8,508円となりました。水道事業費用総額は3億9,906万4,908円となり、前年度の4億815万1,249円と比べて908万6,341円減となりました。この結果、4ページの平成30年度養老町上水道事業損益計算書の当年度純利益が2,998万8,152円で、当年度末処分利益剰余金は6億2,240万83円となりました。

続きまして、28ページをごらんください。

4条会計であります資本的収支の状況につきまして御説明を申し上げます。

資本的収入総額は1,842万3,700円となり、前年度の948万1,024円に比べて894万2,676円増となりました。これは、主に岐阜県のかんがい排水事業に伴う支障移転工事、大野地内でございますが、それを行ったことによりまして、岐阜県から補償工事負担金として収入があったためでございます。

次に、資本的支出総額は2億341万4,120円で、前年度の1億8,446万790円に比べて1,895万3,330円の増となりました。

平成30年度の資本的支出の主な内容について御説明を申し上げます。

1目配水設備拡張費で、西部簡易水道区域の上水道統合に伴い、西部第2ポンプ場に取り水井戸の増設と施設整備を行いました。そのほか、受益者負担工事としまして、宇田、石畑地内で配水管を布設いたしました。

2目配水設備改良費では、第3配水区域の管内洗浄作業を初めて実施をいたしました。また、大規模災害に備えるため、昨年に引き続き主要防災拠点、養老町役場、消防署、西美濃厚生病院、養老小学校を結ぶ配水管を耐震管に入れかえる工事を、高田、押越地内で行いました。

以上で、認定第1号 平成30年度養老町上水道事業会計決算の認定についての補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） まず、議案書の関係でお願いしたいと思います。

議案書の30ページ、平成30年度養老町上水道事業企業債の明細書の関係ですが、償還終期H46（2034）3月20日、上段にあります。平成46年というふうなことだと思いますが、5月1日から令和になったわけですので、この償還終期の元号明示は、お役所仕事からいけば私は非常にお粗末だというふうに思いますが、ぜひ差しかえをお願いしたい、産業建設委員会に付託するまでに差しかえをお願いしたいと思うわけですが、あえてこういうふうな明記をしたのかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

次いで、水道事業は、住民の生存権に直接かかわる高い公共性を持っています。2点で伺います。

1点目は、全国の自治体で水道行政職員の削減、技術の継承が問題になっています。意識的に新規採用で育成を図ることが求められていますが、当町の見解について伺いま

す。

2点目は、人口減少、水道料金収入の減少予測が、監査委員による決算審査意見書の中でも指摘されています。町水道未加入の事業所への加入促進を図る努力も必要であると考えますが、当町の取り組み及びその見解について伺います。

○議長（長澤龍夫君） 田中産業建設部長、答弁。

○産業建設部長兼水道課長（田中一也君） 今の水谷議員の質問にお答えをしたいと思います。

1点目につきまして、元号につきましては、決算審査の際にも監査委員の方に御指摘をいただきましたが、借り入れを行う際の償還終期をそのまま記載しておりまして、これはシステム委託先でも相談をした結果でございますが、今後については、紛らわしいという部分もございます、西暦を含めた2段表記を検討したいというふうに考えております。

済みません。2点目について、もう一度お願いしてよろしいでしょうか。

新規の育成ということでございますけれども、何分にも技術職ということで非常に育成が難しいかと思っておりますけれども、今現在3人おりまして、それについて何とか今のところは事業進んでいる状況であるというふうに思っております。

それと3点目につきまして、未加入者にとということでございますけれども、これについては、特にこれといった説明会とか促進を今しておるところはございませんけれども、これからできる限り機会があれば検討したい、そういうふうに促進をしてまいりたいというふうには思っております。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） 柏渕副町長、答弁。

○副町長（柏渕裕昭君） 職員の育成ということについて、補足説明をさせていただきます。

職員の今持っている技術を引き継いでいくと、そういったことに関しましては非常に頭を痛めているところでございます。特に技術職員ということで、毎年技術職員の募集をしております。平成31年度は2名の技術職員に入っていただけたということでございますけれども、今後こうした技術職員の新規採用あるいは技術の継承、それから職員の育成ですね。これは技術職員に限りませんけれども、こちらのほうに努めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 2点目ですが、上水道の未加入の事業所の加入促進については、近年、上水道にも加入していただいたという実績等について、また町内の事業所において 上水道に加入している加入率ですね、それがわかればお答えください。

○議長（長澤龍夫君） 田中産業建設部長、自席にて答弁。

○産業建設部長兼水道課長（田中一也君） 今の御質問につきましては、事業所の加入率というものは、現在養老町のほうでは把握をしておりません。それが現状でございます。加入率についても同様でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 事業所の加入率を把握していないというのは、何か理由がありますか。近隣自治体ではどうでしょうか。

○議長（長澤龍夫君） 田中産業建設部長、自席にて答弁。

○産業建設部長兼水道課長（田中一也君） 年に3度ほど西濃圏域の担当課長会議がありますが、その時点で、その情報について議論になったことはございません。したがって、他市町が把握しているかどうかというのは、養老町におきましては現在把握していないという状況でございます。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 4ページの当年度末処分利益剰余金が6億2,240万83円という記載でありますし、24ページのキャッシュ・フローのページで期末の残高が6億5,015万9,455円というような記載であります。この利益剰余金と期末残高の違いはどこにあるのか教えていただきたいと思いますが。

○議長（長澤龍夫君） 田中産業建設部長、答弁。

○産業建設部長兼水道課長（田中一也君） ただいまの松永議員の御質問でございますが、キャッシュ・フローにつきましては、実際お金を支払ったり受け取ったりしない部分がございます。その部分を、帳簿上は収入と支出ということで、非現金収入及び支出を差し引きなしで現時点で幾らあるか示すものでありまして、そちらのほうをキャッシュ・フローに載せておるといような見解でございます。以上です。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

これより暫時休憩といたします。再開は10時55分といたします。

(午前10時35分 休憩)

(午前10時55分 再開)

○議長（長澤龍夫君） 休憩を解き、再開いたします。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第12、議案第46号 令和元年度養老町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第46号 令和元年度養老町一般会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1,473万6,000円を追加し、予算総額を129億2,273万6,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、コミュニティー助成事業、元気な農業産地構造改革支援事業、担い手確保・経営強化支援事業などでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 松岡総務部長、補足説明。

○総務部長兼企画政策課長（松岡弘泰君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、8ページをごらんください。

歳出から説明をさせていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、7目地域振興費では、コミュニティーセンター西小倉集会所建設に対する補助金として1,500万円、また、コミュニティー活動備品の整備、盆踊り用やぐら、音響設備整備に対する助成金として250万円を計上いたしました。

次に、6ページをごらんください。

歳入について御説明をさせていただきます。

款17繰入金、項1基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、財源調整として47万1,000円を減額いたしました。

次に、款19諸収入、項4雑入、6目雑入では、コミュニティー助成事業助成金、自治総合センター1,750万円を計上いたしました。

以上で、総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 久保寺住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

まず最初に、歳出の説明をさせていただきますので8ページをごらんください。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、1 目社会福祉総務費では、介護報酬改正に伴うシステム改修に係る介護事務費として繰出金で28万2,000円を増額いたしました。

次に、歳入の説明をいたしますので6ページをごらんください。

款19諸収入、項 4 雑入、3 目違約金及び延納利息では、養北こども園新園舎建築工事監理業務委託契約の違約金として75万4,000円を増額いたしました。

以上で、住民福祉部関係の補足説明といたします。

○議長（長澤龍夫君） 田中産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼水道課長（田中一也君） それでは、産業建設部関係について私のほうから補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出につきまして説明をさせていただきます。

款 6 農林水産業費、項 1 農業費、3 目農業振興費では、農業機械等購入費助成事業で、県で採択されなかったものを事業間で要望がえや取り下げ等行ったため、元気な農業産地構造改革支援事業では485万円の増額、担い手確保・経営強化支援事業では1,266万7,000円の減額、強い農業・担い手づくり総合支援事業には新たに191万5,000円を計上いたしました。また、機構集積協力金交付事業費で、過去に機構集積協力金を受けた農地について、売買により補助要件を満たさなくなったことから協力金の返還を行うため、機構集積協力金返還金4万6,000円を計上いたしました。

また、項 2 林業費、1 目林業総務費では、観光景観林整備事業で、観光景観林総合整備計画において植栽に係る概算金額が確定しましたので266万円を増額いたしました。

次に、歳入につきまして説明をさせていただきます。

款14県支出金、項 2 県補助金、4 目農林水産業費県補助金で、事業費の増減に伴い、農業費補助金で元気な農業産地構造改革支援事業補助金を485万円増額、担い手確保・経営強化支援事業補助金を1,266万7,000円減額、強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金を191万5,000円増額、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金を265万9,000円増額いたしました。

款19諸収入、項 4 雑入、6 目雑入では、機構集積協力金返還金を4万6,000円増額いたしました。

以上で、産業建設部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 西川教育委員会事務局長、補足説明。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（西川敏明君） それでは、私のほうからは教育委員会関係の補足説明をさせていただきます。

まず、歳出の説明をさせていただきます。

8ページをごらんください。

款10教育費、項 2 小学校費、2 目教育振興費の小学校特色ある学校教育推進事業では、県の事業であります森と木と水の環境教育推進事業の緑と水の子ども会議に係る活動で、

養老小学校の学校提案が県の採択を受けましたので、養老小学校４年生児童の校外学習に伴うバス借り上げ料として15万円を計上いたしました。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

６ページをごらんください。

款14県支出金、項２県補助金、８目教育費県補助金では、森と木と水の環境教育推進事業の緑と水の子ども会議活動補助金、養老小学校提案分として、歳出と同額の15万円を計上いたしました。

以上で、教育委員会関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は常任委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 農林水産業費の担い手確保の減額で1,200万ほどの減額があるんですが、先ほどの説明では不採択とか取り下げということですが、これの要因というか、どのような状況で不採択になったのか。どういう状況で申請しておきながら取り下げがあったのか、その理由をお尋ねいたします。

○議長（長澤龍夫君） 川口農林振興課長、答弁。

○産業建設部農林振興課長（川口智也君） ただいまの松永議員の御質問にお答えいたします。

採択されなかったということですが、採択要件にはあるのですが、順序といいますか採択される順序というものがあまして、最近では、米のみの機械より、ほかの施設とか6次産業化とかいった、そういうものに多く補助金が割かれるといったような状況でございまして、今回上げさせていただいたものは米の機械ということで、ポイントが低いということで、補助率は下がるんですが、ほかの補助金で取りに行くということで、別の補助金メニューが上がったということでございます。

取り下げの理由は、そういったところで補助金につかないということでございますので、1事業者については取り下げるということでございます。

○12番（松永民夫君） はい、結構です。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 歳出の一番上、コミュニティー助成事業費の中の250万円、盆踊

りの音響施設というような御説明だったかと思うんですけど、ちょっとどういうことかよくわからないので詳しくお知らせください。

○議長（長澤龍夫君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） ただいまの岩永議員の御質問に対しまして、御回答申し上げます。

コミュニティー助成事業の、こちらは養老地区の盆踊り用やぐら、音響設備の整備ということでございますが、こちらにつきましては、住民が自主的に行うコミュニティー活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げるということを目的として、コミュニティー活動に直接必要な設備等の整備に関する事業ということで、この夏に盆踊り大会が行われますので、それに向けての盆踊り用のやぐらと音響の設備を整備するというものでございます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） もう一点だけちょっと確認ですけれども、負担割合の比率は2分の1ですかね。

○議長（長澤龍夫君） 中島総務課長、自席にて答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） こちらのやぐらのほうのコミュニティー助成事業につきましては、補助率が10分の10でございまして、事業費がただし100万円以上で250万円を限度額としているということで、今回につきましては、上限の250万円を補正で上げさせていただいたということでございます。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金の関係ですが、県のほうとしては環境税1,000円あたり徴収しておるというようなことで、この関係だと思いますが、観光景観林整備事業ということで具体的にどのようにされるのか、その辺説明を求めます。

○議長（長澤龍夫君） 川口農林振興課長、答弁。

○産業建設部農林振興課長（川口智也君） ただいまの田中議員の質問に対してお答えさせていただきます。

具体的なことということでございますが、養老公園の養老の滝の上の駐車場の上、ことしはそこの上を中心に、整備面積は7ヘクタールで、桜やカエデなどの苗木を60本植樹ということになっております。それに伴いまして、その木がきちんと育つように、あと景観がよくなるように周りの木の除伐とか間伐とかというのも入っております。以上です。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） ちょっともう少し具体的な期間とか、もう一回。本数は60本と言われたかね。それなら期間をどれくらい、何月から何月にかけて。

○議長（長澤龍夫君） 川口農林振興課長、自席にて答弁。

○産業建設部農林振興課長（川口智也君） ただいまの質問でございますが、観光シーズンが登山が多いということでございますので、12月以降から2月、3月ぐらいまでを予定しております。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 9番 早崎百合子君。

○9番（早崎百合子君） 強い農業・担い手づくり総合支援事業というのは、新たにということをお聞きしましたが、どのような内容の事業なんでしょうか。

○議長（長澤龍夫君） 川口農林振興課長、答弁。

○産業建設部農林振興課長（川口智也君） ただいまの早崎議員の質問に対してお答えいたします。

基本的には、農業機械の購入ということで、今回は、産地の収益の強化と担い手の経営発展を推進するためということで、それに対する必要な農業機械や施設の導入を、農業経営体の規模に応じて支援するというところでございます。

今回は、担い手育成支援タイプということで、補助率は10分の3といったような事業になっております。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 先ほどから質疑があります地域振興費ですけれども、今回の補正額が1,750万、補正前の額に比べて1割以上もこの6月議会で一般会計の補正に上げてくるということですのでけれども、例えば提案ですけれども、10分の10、250万円の盆踊りと音響のやぐらですけれども、例えば、大垣市では市民活動助成金の公開審議会ということで公開して、市民の団体がこの補助金に対してのレクチャーをされて、それに対して行政側が回答するというか検討をすると、そういう開かれた中でこういうことが行われているわけです。この団体は、盆踊り、昨年も盛大に行われておりますし、非常に当町にとっても大切な取り組みだとは思いますが、やはり見える形で、今後こういうふうな内容においては、私は町民活動助成金の公開審議会というのをぜひ開かれた中でやっていただきたいということを提案したいんですけれども、それについての見解を求

めたいと思います。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま御提案をいただきましたけれども、今回の場合は県のほうからの事業でございまして、こちらから手を挙げたわけでございますけれども、もしそれが町の事業ということになれば、またお金の出どころも違ってまいりますので、今後ちょっと検討課題としていただきたいと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 補正の財源を見ますと、その他財源になっておりますので、町長の今の答弁だと、国県支出金の中に入らなくてはいけないのではないですか。

私の意図は、政治的な圧力というわけではないんです。政治的にやっぱりそういうものに対する満額回答もあるだろうというふうに思いますし、町長の裁量でつけるということもあると思いますが、こういうふうな予算の出し方に対しては、県の事業ということですけども、町レベルでいけば、全くそういうふうなことがないというふうなことは言い切れなく、せっきく交付するお金ですので、住民の熱意といいますか、そういう団体、グループが熱意を持って町と話し合うといいますか、そういうレクチャーをお互いに受け合うといいますか、そういうことが町長が言われる住民自治意識の一つのあり方ではないかなというふうに提案をしているわけですけども、財源のことについても少し答えていただけませんか。

○議長（長澤龍夫君） 中島総務課長、自席にて答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） 先ほどの水谷議員の御質問でございしますが、県の事業というふうにちょっと言いましたが、こちらのこのコミュニティー助成事業というものが、一般財団法人の自治総合センターにおきまして、宝くじの社会貢献広報事業ということで、地域のコミュニティー活動に必要な備品ですとか集会施設の整備等、あと安全な地域づくり等、そういったまちづくり、地域文化への支援ですとか国際化の推進ですとか、そういったことのまちづくり等に対しまして助成を行っているものでございますので、こちらについては、財源のほうがその他財源ということで充てさせていただいております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 提案説明の中でそういうことをやっぱり聞かせていただかないと、議論がかみ合っていないわけですね。先ほどの教育費も、養老小の4年生はどんな提案をしたんだろうというふうなことで、とても大切なところの提案が議会の提案説明の中に抜けているというふうに私は思いますので、提案説明をされるときは、何を議員に伝えなくてはいけないのかということをきちっと判断して、適切に反映していただ

きたいということを要望しておきます。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は予算内容ごとに総務民生委員会及び産業建設委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。それに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会及び産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第13、議案第47号 令和元年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第47号 令和元年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ56万2,000円を追加し、予算総額を28億9,456万2,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、システム改修に伴う必要額を計上いたしました。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 久保寺住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、8ページの歳出について御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費の1目一般管理費では、本年10月の介護報酬改定に対応するためシステム改修が必要となり、所要額として委託料56万2,000円を増額いたしました。

次に、6ページの歳入について御説明申し上げます。

まず、款4国庫支出金の国庫補助金、5目介護保険事業費補助金では、システム改修事業補助金、こちら補助率2分の1ですが、補助金28万円を増額いたしました。

款8繰入金の他会計繰入金、5目その他一般会計繰入金では、同様にシステム改修に伴う事務費分繰入金28万2,000円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

なお、本日決定いたしました議案審査の付託先である総務民生委員会は、6月14日金曜日午前10時から、また産業建設委員会は、同日午後1時30分から開催されるよう要請いたします。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第14、発議第4号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

ただいま議員派遣の件が議決されましたが、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合は、その決定については議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の提案説明等は全て終了いたしました。

お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、あす6月12日から6月20日までの9日間は休会にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、あす6月12日から6月20日までの9日間は休会とすることに決定しました。

○議長（長澤龍夫君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして散会します。

（散会時間 午前11時25分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年 6 月 11 日

議 長 長 澤 龍 夫

議 員 小 寺 光 信

議 員 北 倉 義 博